

著作権法の一部を改正する法律案要綱

一 保護を受ける実演及びレコードに、実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること。（第七条及び第八条関係）

二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有することとともに、この権利を適用しない場合等について定めること。（第九十条の二関係）

三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとともに、この権利を適用しない場合について定めること。（第九十条の三関係）

四 実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約の締約国に係る実演及びレコードについて、商業用レコードの二次使用料を受ける権利の対象とともに、その適用の範囲について相互主義を採用することとすること。（第九十五条及び第九十七条関係）

五 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利

を専有することとする。 (第九十九条の二関係)

六 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有することとする。 (

第一百条の四関係)

七 レコードに関する著作隣接権の存続期間は、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時をもって満了することとする。 (第一百一条関係)

八 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができないこととする。 (第一百一条の二及びにおいて、実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととする。 (第一百一条の二及び

第一百一条の三関係)

九 実演家は、その実演家人格権の侵害について、その侵害の停止、予防等を請求することができることとする。 (第一百十二条関係)

十 実演家人格権の侵害とみなす行為について定めること。 (第一百十三条関係)

十一 実演家は、その実演家人格権を侵害した者に対し、実演家であることを確保し、又は実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができることとする。 (第一百五条関係)

十二 実演家の死後における人格的利益の保護のための措置について定めること。（第百十六条関係）

十三 実演家人格権の侵害、実演家人格権の侵害とみなされる行為等について、適切な罰則を定めること。

（第百十九条、第百二十条、第百二十条の二及び第百二十四条関係）

十四 その他関係規定の整備を行うこと。

十五 一及び四は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から

、五及び六は平成十五年一月一日から、その他は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日

本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日から、それぞれ施行すること。